

利用上の注意

総務省及び経済産業省では、平成 23 年 3 月 31 日現在で情報通信業基本調査を実施し、調査結果を取りまとめた。利用上の注意は以下のとおりである。

(用語)

- ・「常時従業者」とは、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者及び平成 22 年度末又は最寄りの決算期の前 2 か月においてそれぞれ 18 日以上雇用した者)をいう。
- ・「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員・正職員などと呼ばれている人をいう。
- ・「パートタイム従業者」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が短い者をいう。
- ・「パートタイム従業者(就業時間換算)」とは、パートタイム従業者を正社員・正職員の就業時間で、換算した人数をいう。
- ・「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている(主として負担している)国内及び海外の親会社、子会社、関連会社等への出向者をいう。
- ・「臨時・日雇雇用者」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいい、常時従業者数には含まない。
- ・「受入れ派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約のもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事している従業者をいい、派遣先企業の従業者数計には含まない。
- ・「従業者」とは、「常時従業者」と「臨時・日雇雇用者」を合わせたものをいう。
- ・「親会社」とは、企業の議決権の 50%を超えて所有している会社をいう。ただし 50%以下であっても、経営を実質的に支配している場合も含む。
- ・「子会社」とは、ある会社(親会社)が 50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で 50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)を含む。ただし 50%以下であっても経営を実質的に支配している場合はこれに含む。
- ・「関連会社」とは、ある会社が 20%以上～50%以下の議決権を所有する当該会社をいう。
- ・本資料において、「電気通信業」は通信業を指し、「通信・放送業」とは、電気通信業及び放送業の合計をいう。
- ・「(再掲)テレビジョン・ラジオ番組制作業」とは、映像・音声・文字情報制作業のうちテレビジョン番組制作業及びラジオ番組制作業を合計したものをいう。
- ・「2カ年継続回答企業」とは、前回調査及び今回調査で継続して回答した企業をいう。

(数値)

- ・表中の記号の「-」は該当数字なし、「0」は単位未満のものである。
- ・表中の「X」印は、企業数が2以下のため、数値を秘匿したことを意味する。また、企業数が3以上であっても前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も秘匿している。
- ・各結果数値は、項目ごとの有効回答値の積み上げである。
- ・各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入している場合や内訳に未回答の場合があるので合計と内訳が一致しない場合がある。
- ・企業数、事業所数、従業者数、子会社数は平成 22 年度末の数値であり、売上高等は平成 22 年度 1 年間の実績である。
- ・「常時従業者数」の内訳(「うち正社員・正職員」+「うちパートタイム従業者」+「うち他企業等への出向者」と計は一致しない。一致しない人数には、有給役員、契約社員等が含まれている。
- ・前年度差〇〇%ポイントを「〇〇ポイント」と表記している。

(その他留意点)

- ・ 各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。また、調査票ごとに回収した企業が異なる場合があるため、同一業種であっても章ごとに回答企業数は異なる。
- ・ 第1章では、情報通信業を営む企業全体について、企業の営む活動内容に着目した結果(アクティビティベース)と主たる事業内容に着目した結果(主業格付けベース)の両面を取りまとめている。アクティビティベースにおける「全体」は、主業格付けベースにおける「総合計」と一致する。
- ・ 第1章第1節アクティビティベース結果は、企業の営む活動内容(アクティビティ)に着目して作成している。複数業種を併営している場合は、それぞれの業種に企業全体の数値(事業所数、従業員数等)が計上される。
(例えば、電気通信業と情報サービス業を行っている場合は、図表中の電気通信業及び情報サービス業にそれぞれ数値が計上される。)
よって、各業種の合計は「全体」の数値と一致しない。
- ・ 第1章第2節主業格付けベース結果では、企業を売上高の最も大きい業種に格付けして作成している。企業の売上高の最も大きいもので大分類(「情報通信企業」、「製造企業」、「卸・小売企業」など)を決定し、その大分類の中において小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい売上高で主業(小分類)(「電気通信企業」、「民間放送企業」など)を決定している。
(例えば、電気通信業と情報サービス業を行っている場合、電気通信業の売上高が大きいときは電気通信企業に格付けして集計しており、総合計と各業種の合計は一致する。)
- ・ 調査年によって有効回答数が異なるため、経年比較には注意を要する。
- ・ 第2章では「通信・放送産業基本調査(総務省)」、第3章では「放送番組制作業実態調査(総務省)」を用いて平成20年度実績との比較を行っている。
- ・ 第2章では事業ごとに集計をしていることから、複数事業を兼業している企業については、「通信・放送業全体」又は「放送事業」にそれぞれ集計される。ただし、「資金調達・運用状況」の項目については企業ごとに集計している。このため、例えば「電気通信事業」と「放送事業」の企業数の合計は「通信・放送業全体」に一致しない。
- ・ 第6章では、映像・音声・文字情報制作業のうち、テレビジョン番組制作業及びラジオ番組制作業を除いて集計している。
- ・ NHK(日本放送協会)は本調査の対象外であるが、一部関連する箇所においてNHK資料(「日本放送協会 財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書」等)により数値を計上している。
- ・ 資本金5億円以上の企業で財務省「法人企業統計調査年次別調査票」を提出した企業については、全業種共通事項調査票(調査票①共通事項調査用)の「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」の一部に関し、財務省の同データを活用している。
- ・ 資本金10億円以上の企業で総務省「科学技術研究調査票」を提出した企業については、全業種共通事項調査票(調査票①共通事項調査用)の「研究開発費及び研究開発投資」の一部に関し、総務省の同データを活用している。
- ・ 従業員50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業で「経済産業省企業活動基本調査票」を提出した企業については、全業種共通事項調査票(調査票①共通事項調査用)のすべての項目に関し、経済産業省の同データを活用している。
- ・ 掲載された数値を他に転載する場合は、「総務省・経済産業省「平成23年情報通信業基本調査」による旨を記載すること。